

令和8年度

天日乾燥床管理業務委託

仕 様 書

令和8年3月

山形県企業局

第1章 総括事項

第1節 一般事項

1 仕様書の適用

この仕様書は、山形県企業局酒田電気水道事務所発注の「令和8年度 天日乾燥床管理業務委託」に適用する。

2 委託業務名

令和8年度 天日乾燥床管理業務委託

3 委託業務概要

平田浄水場及び遊摺部浄水場において、天日乾燥床の発生汚泥を掻き取り、ストックヤード・二次乾燥床へ移送するとともに、敷砂の補充・敷き均しを行い、ストックヤード、二次乾燥床の汚泥を搬出処分業者へ引き渡しを行う。

松陵配水池及び東泉ポンプ場においては、天日乾燥床の発生汚泥を掻き取り、敷砂の補充・敷き均しを行うとともに、汚泥を搬出処分業者へ引き渡しを行う。

4 業務場所

山形県酒田市中野俣 地内（平田浄水場）

山形県酒田市遊摺部 地内（遊摺部浄水場）

山形県酒田市北千日堂前 地内（松陵配水池）

山形県酒田市東泉町 地内（東泉ポンプ場）

5 履行期間

自 令和 年 月 日（契約の日）

至 令和 9年 3月 31日

6 委託業務範囲

本仕様書は、業務の大要を記載するものであり、記載のない事項であっても業務完了のため当然行うべき事項は行わなければならない。

7 法令等の遵守

業務の施行にあたり、受注者は、労働安全衛生法等関係法令を遵守しなければならない。

8 疑義の解釈

(1) この仕様書及び設計図書に疑義が生じた場合は、発注者側の解釈による。

(2) 仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、又は内容に相互符合しない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。

第2節 業務施行

1 作業用資材

業務施行上必要な資材、工具、消耗品等は、全て受注者にて準備しなければならない。

第3節 現場における注意事項

1 事故防止

- (1) 受注者は、常に業務の安全に留意して作業を行い、事故防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、業務施行中、交通の妨害となる行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう十分な措置をしなければならない。
- (3) 業務箇所及びその周辺にある地上、地下の施設構造物に対しては、業務施行に伴い支障を及ぼさないよう関係者と協議のうえ、必要な処置をしなければならない。
- (4) 火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合は、関係法令の定めるところに従い、その保管及び取扱いについて、万全の方策を講じなければならない。
- (5) 作業現場が危険なため、一般の立入りを禁止する必要がある場合は、その区域に、適当な柵を設けるとともに、立入禁止の標識をし、夜間は適当な照明を施さなければならない。

2 安全管理

受注者は、作業の安全確保に努め、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 現場代理人は作業中の作業者の行動及び作業現場の状況を常に把握し作業を安全に遂行すること。
- (2) 現場代理人は、作業の前日までに作業の時間、手順、作業範囲、接地箇所、危険防止措置など具体的事項について監督職員と打ち合わせること。
- (3) 作業者には作業に適した被服、防護具を着用させ、危険の防止を図ること。

3 整理・整頓

受注者は、業務施行中、交通及び保安上の支障とならないよう資材、工具等を使用のつど整理・整頓しておかななければならない。

4 既設備損傷時の修復

業務施行中、誤って他の既設工作物を損傷させた場合は、監督職員に速やかに報告するとともにその指示により早急に修復しなければならない。

第4節 提出書類

1 一般事項

- (1) 受注者は、次項の書類等を監督職員に提出すること。
- (2) 様式、提出先、提出期限及び部数は次項及び監督職員の指示によること。
- (3) これに伴う費用は、受注者の負担とする。

2 品目、様式、提出期限及び部数

NO	品目	様式	提出期限	部数
1	業務計画書	A4	契約後速やかに	2
2	業務報告書	〃	完了後速やかに	2
3	業務写真	〃	完了後直ちに	2
4	業務完了報告書	〃	完了後速やかに	2
5	打合せ議事録	〃	打合後5日以内	2
6	その他必要な書類	〃		1

第2章 委託内容

1 業務内容

(1) 平田浄水場

① 天日乾燥床汚泥移送

天日乾燥床に堆積した汚泥を掘削し、ストックヤードへ移送する。

敷砂は極力掻き取らないようにすること。

運搬にあたっては、汚泥運搬を許可された車両により適正に運搬を行うこと。

② スtockヤード汚泥積込

ストックヤードの汚泥を、別途契約の搬出処分業者のトラックへ積込む。

③ スtockヤード汚泥集積

ストックヤードの汚泥を、発注者の指定した場所(ストックヤード内)へ集積を行う。

④ スtockヤード汚泥乾燥促進作業等

ストックヤードの汚泥について、乾燥を促すため攪拌・天地返し等を行う。

⑤ 天日乾燥床敷砂補充

汚泥を掘削した天日乾燥床に、天日乾燥床コンクリート壁天端から敷砂表面までの深さを、150cmになるように敷砂を補充して敷き均しを行う。

⑥ その他

①及び⑤作業に係る角落とし撤去及び設置等を行う。

(2) 遊摺部浄水場

① 天日乾燥床汚泥移送

天日乾燥床に堆積した汚泥を集積掘削し、二次乾燥床へ移送する。

敷砂は極力掻き取らないようにすること。

② 二次乾燥床汚泥積込

二次乾燥床の汚泥を、別途契約の搬出処分業者のトラックへ積込む。

③ 二次乾燥床汚泥集積

二次乾燥床の汚泥を、発注者の指定した場所(二次乾燥床内)へ集積を行う。

④ 二次乾燥床汚泥乾燥促進作業等

二次乾燥床汚泥について、乾燥を促すため攪拌・天地返し等を行う。

⑤ 天日乾燥床敷砂補充

汚泥掘削時に一緒に掻き取られた敷砂を、新たに補充して敷き均しを行う。

(3) 松陵配水池

① 天日乾燥床汚泥移送

天日乾燥床に堆積した汚泥及び敷砂を掘削し、別途契約の搬出処分業者のトラックへ積込む。敷砂が必要な場合の厚さは3cmとする。

② 天日乾燥床敷砂補充

汚泥を掘削した天日乾燥床に、新たに掘削した敷砂と同量の敷砂を補充して敷き均しを行う。

③ その他

①及び②作業に係る角落とし撤去及び設置等を行う。

(4) 東泉ポンプ場

① 天日乾燥床汚泥移送

天日乾燥床に堆積した汚泥及び敷砂を掘削し、別途契約の搬出处分業者のトラックへ積込む。敷砂が必要な場合の厚さは3cmとする。

② 天日乾燥床敷砂補充

汚泥を掘削した天日乾燥床に、新たに掘削した敷砂と同量の敷砂を補充して敷き均しを行う。

③ その他

①及び②作業に係る角落とし撤去及び設置等を行う。

(5) 作業回数・作業数量の増減について

天日乾燥床、ストックヤード、二次乾燥床の施設の運用状況・汚泥の状況（乾燥具合・放射性物質の有無）によっては、作業回数および作業数量の増減を行うものとする。

2 汚泥掘削・積込予定数量

(1) 平田浄水場

①天日乾燥床からストックヤードへの汚泥移送〔1087m³〕

②ストックヤードの汚泥積込（汚泥処分）〔614m³〕

(2) 遊摺部浄水場

①天日乾燥床から二次乾燥床への汚泥移送〔1373m³〕

②二次乾燥床の汚泥積込（汚泥処分）〔878m³〕

(3) 松陵配水池

①天日乾燥床から汚泥積込（汚泥処分）〔11m³〕

(4) 東泉ポンプ場

①天日乾燥床から汚泥積込（汚泥処分）〔3m³〕

3 その他

(1) 実施時期の予定は以下の通り

① 平田浄水場 8月、11月

② 遊摺部浄水場 4月、5月、7月、9月、11月

③ 松陵配水池 9月

④ 東泉ポンプ場 9月

(2) 施工時期及び数量については、汚泥の含水率が85%以下で実施するため、天候等により変更になるので留意すること。

(3) 汚泥搬出は別途契約の業務委託により施工するため、関係者間で十分に調整を行うこと。

(4) 委託業務の作業手順、作業日時については、あらかじめ関係者間で協議して調整を行うこと。なお、作業は原則として平日の8時30分より17時15分までとする。

(5) 既設備の損傷には十分に気をつけること。特に、汚泥収集作業時や大型車搬入時に路面へ損傷を与えないよう、必要に応じて養生等を行うこと。

(6) 遊摺部浄水場天日乾燥床作業時に舗装の保護のために、天日乾燥床廻りに鉄板を敷くこ

- と。なお当該鉄板は、汚泥搬出のため入構するトラックも通行することとする。
- (7) 受注者は作業期間中、交通及び施設管理上支障とならないよう現場管理を行うとともに、機械、資材等を仮置きする場合は、指定場所に整理のうえ保管すること。
- (8) 浄水場構内での作業にあたっては、作業個所以外への汚泥の飛散が無いよう環境整備に努めること。
- (9) 施工実績量は以下のとおりとする。
- ① 平田浄水場
 - ・天日乾燥床からストックヤードへ汚泥移送
天日乾燥床の4点の汚泥高さの平均から数量を算出し、容積率は80%とするが、汚泥の乾燥具合によっては、容積率の変更を行うものとする。
 - ・ストックヤード汚泥積込
別途契約の業務委託により搬出処分された数量による。
 - ② 遊摺部浄水場
 - ・天日乾燥床から二次乾燥床への汚泥移送
天日乾燥床の8点の汚泥高さの平均から数量を算出し、容積率は80%とするが、汚泥の乾燥具合によっては、容積率の変更を行うものとする。
 - ・二次乾燥床汚泥積込
別途契約の業務委託により搬出処分された数量による。
 - ③ 松陵配水池
 - ・天日乾燥床汚泥積込
別途契約の業務委託により搬出処分された数量による。
 - ④ 東泉ポンプ場
 - ・天日乾燥床汚泥積込
別途契約の業務委託により搬出処分された数量による。
- (10) 天日乾燥床管理と密接不可分な別途業務を指示される場合がある。その場合は、その都度担当職員と協議・調整のうえ対応すること。
- (11) 不明な点については、その都度担当職員と協議すること。

以上